

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅

管 理 業 務 仕 様 書 (別表)
＜東紀州ブロック＞

令和5年8月

三重県県土整備部住宅政策課

別表一 管理対象団地（東紀州ブロック）

（令和5年4月1日現在）

番号	市町名	団地名	戸数	所在地
1	尾鷲市	垣ノ内団地	6	尾鷲市小川西町1
2		古江団地	16	尾鷲市古江町637-21
3		泉団地	16	尾鷲市泉町22-11
4	熊野市	井戸団地	16	熊野市井戸町1078-2
5		井土団地	16	熊野市井戸町328-2
6		久生屋団地	16	熊野市久生屋町390-1
7	御浜町	オレンジハイツ御浜	36	南牟婁郡御浜町大字下市木4694 他
計 7 団地			122	

別表二 公園・児童遊園等の点検及び維持管理が対象となる団地

（令和5年4月1日現在）

番号	団地名	公園等		遊具 有無	摘 要
		箇所	面積 m ²		
6	久生屋団地	—	—	有	
計 1 団地		1			

（注）市営との混在団地の場合は、その公園・遊具等の所有が県でない場合があることに留意すること。

別表三 汚水合併処理施設の維持管理が対象となる団地

（令和5年4月1日現在）

番号	団地名	施設数	摘 要
2	古江団地	1	
3	泉団地	1	
4	井戸団地	1	
5	井土団地	1	
6	久生屋団地	1	
7	オレンジハイツ御浜	1	
計 6 団地		6	

（注）公共下水道等への接続により、対象団地が減少することがある。

別表四 汚水単独処理施設の維持管理が対象となる団地

（令和5年4月1日現在）

番号	団地名	施設数	摘 要
	該当なし		

別表五 受水槽及び高架水槽の清掃が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	受水槽数	高架水槽数	摘 要
3	泉団地	1		
4	井戸団地	1	1	
5	井土団地	1	1	
6	久生屋団地	1	1	
	計 4 団地	4	3	詳細は、「受水槽及び高架水槽の容量」に記載

別表六 簡易専用水道施設受水槽の検査が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	受水槽数	高架水槽数	摘 要
	該当なし			

別表七 給水ポンプの保守管理が対象となる団地

a. 圧力タンク式給水設備保守点検

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	施設数	摘 要
3	泉団地	1	

b. 給水（揚水）ポンプ設備保守点検

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	施設数	摘 要
4	井戸団地	1	
5	井土団地	1	
6	久生屋団地	1	
	計 3 団地	3	

別表八 エレベーターの保守管理委託が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	台数	摘 要
	該当なし		

別表九 消防施設の保守管理・点検が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	摘要
6	久生屋団地	
7	オレンジハイツ御浜	
	計 2 団地	「消火器更新予定本数」 令和8年度：18本 「住宅用火災警報器更新予定個数」 令和8年度：130個

別表十 水道メーター計測装置の新規設置又は交換が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

a. 水道メーター計測装置の交換

番号	団地名	棟号	戸数	各戸メーター			集中検針盤		
				メーター数	交換費 負担者	交換年度	検針盤 個数	交換費 負担者	交換年度
4	井戸団地	P1	17	17	管理者	R6	17	管理者	—
5	井土団地	P1	17	17	管理者	R6	17	管理者	—

1 検針盤個数は、記入してある個数以上の読取り可能な検針盤を設置のこと。

別表十一 建物等の点検の対象になる団地及び住戸棟の明細

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	棟号		点検対象物と周期						摘要
		延床面積㎡	階数	共同住宅等	対象年	周期	設備	周期		
1	垣ノ内団地	L1	207.9	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
2	古江団地	P1	812.00	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
3	泉団地	P1	933.36	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
4	井戸団地	P1	812.00	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
5	井土団地	P1	933.36	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
7	オレンジハイツ御浜	R1	490.29	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R2	490.29	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R3	490.29	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R4	490.29	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R5	490.29	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R6	490.29	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
R7, R10年度（共同住宅点検棟数）小計					12棟					
点検対象団地数		計 7 団地								

(注) 1 「点検対象物と周期」欄のうち共同住宅及び設備欄の「◎」は、点検が必要なものを表わしている。

- 2 建築設備のうち昇降機（エレベーター）の点検は、前掲の別表八により実施のこと。
- 3 対象年はR7(2025)年度、R10(2028)年度です。
- 4 番号1の団地は、建物の外部点検のみ行う。

別表十二 駐車場が設置されている団地及び駐車可能台数

駐車場使用料を徴収している団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	戸数	駐車可能台数	摘 要
3	泉団地	16	29	
6	久生屋団地	16	24	
7	オレンジハイツ御浜	36	36	
	計 3 団地	68	計 89	

(注) この他の団地についても駐車場使用料有料化を検討しています。

別表十三 解体工事を予定している団地

(令和5年4月1日現在)

番号	市町名	団地名	戸数	所在地
		該当なし		